## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

報告者の住所(法) 京都市中京区西ノ京		11.1.1				平成 27 は,名称及 矢野一郎		者名)	29日	
					電話	£	075 — 58	B1 —1	763	
主たる業種	医療 介護機関						細分類番号	8	3	1 1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第			ア  イ又は!  エ						•
計 画 期 間	平成26年4月から平成29年3月まで (ソフト面) 職員に省エネの意識付けを行い実践する(ハード面)補助金等を活用して主要建物に省エネ機器を									
基 本 方 針	(ノノ下面) 収負に有工不の息減的りを打い失政する (ハー下面) 補助金寺を佔用して主要建物に有工不機器を 導入する									
計画を推進するた めの体制	ファシリティケアを中心とし、省エネに関する情報発信、指導や施策を行う。									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量事業活動に伴う排出の量評価の対象となる排出の量	7,433.6			第2年原(27)年	·	第3年度 (28) 年度	· −1.	. 0	率 パーセント パーセント
	実績に対する自己評価事業の用に供す アクロスを	基準年度		年度	第2年		第3年度	増	減	率
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	□ 本語に 事業活動に伴う排出の量	(25) 年度 15.77		12.63	(27) 年	·度	(28) 年度	-19.9		パーセント
	(床面積×100)       事業活動に伴う排出の量									パーセント
	( )   ( )	削減に取り組めた								·
		基準年度		年度	第2年		第3年度	備		考
重点的に実施する取組の実施状況		(25) 年度 66. 0 パー	(26) 66. 0	) 年度 パー セント		·度 :>>	(28) 年度	-		,
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	エアコンの設定温	度の適正					_		
	(27) 年 度									
	(28) 年度									
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	ノーマイカーデーを設定し職員に公共交通機関での通勤を促す。								
せるために実施した措置	上記の措置を実施した結果に対する自 己評価	車通勤の職員 更する	が限定	されてお	おり効果が	薄い	ため次年度	以降違	う内容	ドに変
森林の保全及び整備,再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度		第 2 <sup>4</sup> (27)	年度 年度		第3年度 28)年度	Í	莆	考
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン		F3	_		
	地域産木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの		トントン		トン		F3			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		F:			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の		トン		トン		F:			
	量の購入によるもの 合 計	0.0	トン	0	.0 トン		0.0 ト:			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	定期的に近隣の河川清掃を行い環境負	荷の低減に努め	うてい <i>。</i>	5.						
特 記 事 項										

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
  3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
  4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。